

令和7年第1回市議会臨時会議案説明資料

1 招集日

令和7年1月30日(木)

2 令和7年第1回市議会臨時会に付議する案件

承認案件	1件
条例改正案件	5件
補正予算案件	1件
計	7件

《承認案件》

1 専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市一般会計補正予算(第10号))
(総務部)

専決1号 令和7年1月16日専決 経営会議資料

《条例改正案件》

2 美唄市給与条例の一部改正の件(総務部)

令和6年人事院勧告に基づき、一般職の給料及び各手当の改定を行うため、条例の必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

(1) 給料

人事院勧告の内容	現 行 条 例	改 正 条 例 案																																										
① 行政職俸給表(一) 平均改定率 3.0% ②その他の俸給表 行政職俸給表(一)との 均衡を基本に改定	国の改定前と同じ	〈平均改定率〉 <table><tr><td>行政職給料表</td><td>2.65%</td></tr><tr><td>医療職給料表(一)</td><td>1.10%</td></tr><tr><td>医療職給料表(二)</td><td>3.10%</td></tr><tr><td>医療職給料表(三)</td><td>3.06%</td></tr></table>	行政職給料表	2.65%	医療職給料表(一)	1.10%	医療職給料表(二)	3.10%	医療職給料表(三)	3.06%																																		
	行政職給料表	2.65%																																										
医療職給料表(一)	1.10%																																											
医療職給料表(二)	3.10%																																											
医療職給料表(三)	3.06%																																											
	(定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員) <table><tr><td rowspan="3">行政職 給料表</td><td>1 級</td><td>188,700 円</td></tr><tr><td>2 級</td><td>216,200 円</td></tr><tr><td>3 級</td><td>256,200 円</td></tr><tr><td rowspan="3">医療職 給料表 (二)</td><td>1 級</td><td>189,700 円</td></tr><tr><td>2 級</td><td>216,300 円</td></tr><tr><td>3 級</td><td>244,500 円</td></tr><tr><td rowspan="3">医療職 給料表 (三)</td><td>1 級</td><td>236,100 円</td></tr><tr><td>2 級</td><td>256,400 円</td></tr><tr><td>3 級</td><td>263,600 円</td></tr></table>	行政職 給料表	1 級	188,700 円	2 級	216,200 円	3 級	256,200 円	医療職 給料表 (二)	1 級	189,700 円	2 級	216,300 円	3 級	244,500 円	医療職 給料表 (三)	1 級	236,100 円	2 級	256,400 円	3 級	263,600 円	(定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員) <table><tr><td rowspan="3">行政職 給料表</td><td>1 級</td><td>192,000 円</td></tr><tr><td>2 級</td><td>219,500 円</td></tr><tr><td>3 級</td><td>260,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">医療職 給料表 (二)</td><td>1 級</td><td>193,000 円</td></tr><tr><td>2 級</td><td>219,600 円</td></tr><tr><td>3 級</td><td>248,100 円</td></tr><tr><td rowspan="3">医療職 給料表 (三)</td><td>1 級</td><td>239,700 円</td></tr><tr><td>2 級</td><td>260,200 円</td></tr><tr><td>3 級</td><td>267,500 円</td></tr></table>	行政職 給料表	1 級	192,000 円	2 級	219,500 円	3 級	260,000 円	医療職 給料表 (二)	1 級	193,000 円	2 級	219,600 円	3 級	248,100 円	医療職 給料表 (三)	1 級	239,700 円	2 級	260,200 円	3 級	267,500 円
行政職 給料表	1 級		188,700 円																																									
	2 級		216,200 円																																									
	3 級	256,200 円																																										
医療職 給料表 (二)	1 級	189,700 円																																										
	2 級	216,300 円																																										
	3 級	244,500 円																																										
医療職 給料表 (三)	1 級	236,100 円																																										
	2 級	256,400 円																																										
	3 級	263,600 円																																										
行政職 給料表	1 級	192,000 円																																										
	2 級	219,500 円																																										
	3 級	260,000 円																																										
医療職 給料表 (二)	1 級	193,000 円																																										
	2 級	219,600 円																																										
	3 級	248,100 円																																										
医療職 給料表 (三)	1 級	239,700 円																																										
	2 級	260,200 円																																										
	3 級	267,500 円																																										

(2) 期末手当及び勤勉手当

① 正規職員

人事院勧告の内容	現 行 条 例	改 正 条 例 案																							
年間 4.5 月→4.6 月 <table border="1"> <tr> <td></td><td>6 月</td><td>12 月</td></tr> <tr> <td rowspan="2">改 正 前</td><td>期末 1.225 月 勤勉 1.025 月</td><td>期末 1.225 月 勤勉 1.025 月</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>R7 以 降</td><td>期末 1.25 月 勤勉 1.05 月</td><td>期末 1.25 月 勤勉 1.05 月</td></tr> </table> ※令和 6 年 6 月分は現行の支給割合により支給済みのため、令和 6 年 12 月分の支給割合を 2.35 月として令和 7 年 2 月において調整する。		6 月	12 月	改 正 前	期末 1.225 月 勤勉 1.025 月	期末 1.225 月 勤勉 1.025 月			R7 以 降	期末 1.25 月 勤勉 1.05 月	期末 1.25 月 勤勉 1.05 月	年間 4.5 月 <table border="1"> <tr> <td></td><td>6 月</td><td>12 月</td></tr> <tr> <td></td><td>期末 1.225 月 勤勉 1.025 月</td><td>期末 1.225 月 勤勉 1.025 月</td></tr> </table>		6 月	12 月		期末 1.225 月 勤勉 1.025 月	期末 1.225 月 勤勉 1.025 月	年間 4.6 月 <table border="1"> <tr> <td></td><td>6 月</td><td>12 月</td></tr> <tr> <td>R7 以 降</td><td>期末 1.25 月 勤勉 1.05 月</td><td>期末 1.25 月 勤勉 1.05 月</td></tr> </table> ※令和 6 年 6 月分は現行の支給割合により支給済みのため、令和 6 年 12 月分の支給割合を 2.35 月として令和 7 年 2 月において調整する。		6 月	12 月	R7 以 降	期末 1.25 月 勤勉 1.05 月	期末 1.25 月 勤勉 1.05 月
	6 月	12 月																							
改 正 前	期末 1.225 月 勤勉 1.025 月	期末 1.225 月 勤勉 1.025 月																							
R7 以 降	期末 1.25 月 勤勉 1.05 月	期末 1.25 月 勤勉 1.05 月																							
	6 月	12 月																							
	期末 1.225 月 勤勉 1.025 月	期末 1.225 月 勤勉 1.025 月																							
	6 月	12 月																							
R7 以 降	期末 1.25 月 勤勉 1.05 月	期末 1.25 月 勤勉 1.05 月																							

②定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

人事院勧告の内容			現 行 条 例		改 正 条 例 案		
年間 2.35 月→2.4 月			年間 2.35 月		年間 2.4 月		
	6 月	12 月	6 月	12 月		6 月	12 月
改 正 前	期末 0.6875 月 勤勉 0.4875 月	期末 0.6875 月 勤勉 0.4875 月	期末 0.6875 月 勤勉 0.4875 月	期末 0.6875 月 勤勉 0.4875 月	R7 以 降	期末 0.7 月 勤勉 0.5 月	期末 0.7 月 勤勉 0.5 月
R7 以 降	期末 0.7 月 勤勉 0.5 月	期末 0.7 月 勤勉 0.5 月			※令和 6 年 6 月分は現行の支給割合により支給済みのため、令和 6 年 12 月分の支給割合を 1.225 月として令和 7 年 2 月において調整する。		
※令和 6 年 6 月分は現行の支給割合により支給済みのため、令和 6 年 12 月分の支給割合を 1.225 月として令和 7 年 2 月において調整する。							

(3)寒冷地手当

民間の同種手当の支給額を踏まえ、地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、月額を引き上げる。また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し新たに支給する。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
2 級地	26,000 円 (23,360 円)	14,500 円 (13,060 円)	9,800 円 (8,800 円)

※()は改定前

(4)扶養手当

配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させるため、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる。2 年間で段階的に実施する。

区分	現行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子	10,000 円	11,500 円	13,000 円
その他(父母等)	6,500 円	6,500 円	6,500 円

(5)住居手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し新たに支給する。

(6) 実施時期

- ① 給料、寒冷地手当(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対する支給を除く。)は、令和6年4月1日から実施する。
- ② 期末手当、勤勉手当は、令和6年12月1日から実施する。
- ③ 扶養手当、寒冷地手当(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対する支給に限る。)、住居手当は、令和7年4月1日から実施する。

<施行期日等>

- ・公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- ・第1条の規定による改正後の美唄市給与条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の美唄市給与条例第36条第2項及び第3項並びに第36条の4第2項第1号及び第2号の規定は、令和6年12月1日から適用する。

3 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件(総務部)

令和6年人事院勧告に基づく一般職の給与の改定に併せて、市議会議員及び特別職の期末手当の改定を行うため、条例の必要な改正を行うもの。

<改正内容>

(1) 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

期末手当 年間支給割合 4.5月→4.6月 (第1条及び第2条による改正)

現 行 条 例			改 正 条 例 案			
6 月	12 月	計	R7 以降	6 月	12 月	計
2.25 月	2.25 月	4.5 月		2.3 月	2.3 月	4.6 月

※令和6年6月分は現行の支給割合により支給済みのため、令和6年12月分の支給割合を2.35月として令和7年2月において調整する。

(2) 美唄市特別職の職員の給与に関する条例

期末手当 年間支給割合 4.5月→4.6月 (第3条及び第4条による改正)

現 行 条 例			改 正 条 例 案			
6 月	12 月	計	R7 以降	6 月	12 月	計
2.25 月	2.25 月	4.5 月		2.3 月	2.3 月	4.6 月

※令和6年6月分は現行の支給割合により支給済みのため、令和6年12月分の支給割合を2.35月として令和7年2月において調整する。

＜施行期日等＞

- ・ 公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- ・ 第1条の規定による改正後の美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の美唄市特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

4 美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件
(都市整備部)

令和6年人事院勧告に基づき、一般職の各手当の改定を行うため、条例の必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・ 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる。2年間で段階的に実施する(第5条関係)。
- ・ 住居手当及び寒冷地手当について、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員が支給対象となることに伴い、適用除外規定から削る(第19条関係)。

＜施行期日＞

令和7年4月1日から施行する。

5 美唄市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正の件(病院事務局)

令和6年人事院勧告に基づく一般職の給与の改定に併せて、病院事業管理者の期末手当の改定を行うため、条例の必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

期末手当 年間支給割合 4.5月→4.6月 (第1条及び第2条による改正)

現 行 条 例			改 正 条 例 案			
6 月	12 月	計	R7 以降	6 月	12 月	計
2.25 月	2.25 月	4.5 月		2.3 月	2.3 月	4.6 月
			※令和6年6月分は現行の条例に基づく支給割合により支給済みのため、令和6年12月分の支給割合を2.35月として令和7年2月において調整する。			

＜施行期日等＞

- ・ 公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- ・ 第1条の規定による改正後の美唄市病院事業管理者の給与に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

6 美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件(病院事務局)

令和6年人事院勧告に基づき、一般職の各手当の改定を行うため、条例の必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・ 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる。2年間で段階的に実施する(第5条関係)。
- ・ 住居手当及び寒冷地手当について、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員が支給対象となることに伴い、適用除外規定から削る(第25条関係)。

＜施行期日＞

令和7年4月1日から施行する。

《補正予算案件》

7 令和6年度美唄市一般会計補正予算(第11号)(総務部)

補正内容 経営会議資料

◎市政報告

- ・ 損害賠償請求事件の終局について
- ・ 調停の成立について

日程(予定)

1月23日(木)経営会議	26日(日)	29日(水)
24日(金)	27日(月)	30日(木)
25日(土)	28日(火)	